

国立大学法人高知大学危機管理本部規則

平成 26 年 6 月 25 日
規則 第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学危機管理規則（以下「危機管理規則」という。）第 8 条第 3 項の規定に基づき、国立大学法人高知大学危機管理本部（以下「危機管理本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 危機管理本部は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全学的な危機管理体制の構築、見直し及び周知に関すること。
- (2) 危機管理意識向上のための研修及び訓練の実施に関すること。
- (3) 危機管理対策の評価及び見直しに関すること。
- (4) その他危機管理に関すること。

(組織)

第 3 条 危機管理本部は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副理事
- (4) その他本部長が必要と認めた者

2 前項第 4 号の者は、学長が指名する。

(本部長等)

第 4 条 危機管理本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

- 2 本部長は、本部を招集し、その議長となる。
- 3 本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、本部長があらかじめ指名する構成員がその職務を代行する。

(議事)

第 5 条 危機管理本部は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、議長を除く出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

3 構成員が都合により会議に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(構成員以外の者の出席)

第6条 本部長は、必要があると認めたときは、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 危機管理本部に専門事項を審議するため、必要に応じ専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、危機管理本部が別に定める。

(事務)

第8条 危機管理本部の事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、危機管理本部の運営に関し必要な事項は、危機管理本部が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年6月25日から施行する。